

令和2年(2020年)5月27日

保護者 各位

八王子市子ども家庭部児童青少年課

市立小学校の学校再開に伴う学童保育所の受け入れについて(通知)

日頃より、学童保育所の運営に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市の学童保育所は、市立小学校の臨時休業措置に伴い、規模を縮小しやむなく家庭で保育ができない方のみ対象に受け入れをしてきましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除され、市立小学校の教育活動が再開しますので、令和2年(2020年)6月1日(月)以降の学童保育所の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、引き続き、保護者の皆様には感染症対策に十分御注意いただくと共に、家庭保育が可能な児童については、学童保育所への登所自粛の御協力をお願いいたします。

記

1 対象期間

令和2年(2020年)6月1日(月)以降

2 開所時間

(1)令和2年(2020年)6月1日(月)から同月6日(土)まで

午前8時30分から午後6時30分まで

※延長保育は、実施しません

(2)令和2年(2020年)6月8日(月)から同月13日(土)まで

放課後から午後6時30分まで

※延長保育は、実施しません

※13日(土)は、午前8時30分から午後6時30分まで

(3)令和2年(2020年)6月15日(月)以降

放課後から午後6時30分まで

※延長保育 午後6時30分から午後7時30分まで

※土曜日は、午前8時から午前8時30分、午後6時30分から午後7時30分まで

3 欠席届・保育料

令和2年(2020年)6月1日(月)以降も、学童保育所への登所自粛に御協力をいただき、6月を全休の場合は、6月分の保育料を徴収しないことといたします。6月6日(土)までに「欠席届」を、児童青少年課又は学童保育所へ提出をお願いいたします。

4 発熱等の風邪症状が見られた場合

登所の際には、必ず検温を行ってください。発熱、風邪の症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登所を控えてください。

また、保育中に体調が悪化した場合は、早期のお迎えに来ていただいたうえで、自宅での療養・安静に努めてください。熱が下がらないようであれば、関係機関へ相談し医療機関で受診し、新型コロナウイルス感染症を発症した際には、速やかに学童保育所への御連絡をお願いいたします。

5 その他

本通知の内容は、令和2年(2020年)5月27日(水)時点のものであり、今後の社会情勢や小学校の状況等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

子ども家庭部 児童青少年課 学童保育所担当

電話:042-620-7246 fax:042-627-7776